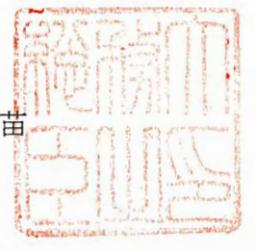


総政企第227号

平成27年10月26日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第83号
工業統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成27年10月7日付け20150929統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成27年10月26日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第83号の概要

(工業統計調査の変更)

工業統計調査の概要①

調査の目的

全国の製造業に属する事業所を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を調査し、我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ること。

調査の沿革

明治42年 職工 5 人以上を使用する工場を対象として、5年周期の調査を実施

大正 9 年 以降、毎年、調査を実施

昭和14年 以降、全数調査を実施

昭和56年 以降、特定年次（西暦末尾0,3,5,8）についてのみ全数調査を、それ以外の年は従業者 4 人以上の事業所を対象とした調査として実施

※ 特定業種（織物業、家具製造業等の 9 業種）：平成13年まで毎年全数調査

平成23年 経済センサス－活動調査の実施に伴い、平成23年の工業統計調査は中止

※ 以降、5 年おきに経済センサス－活動調査で全数を調査し、工業統計調査は、その中間年において、従業者数 4 人以上の事業所を対象とする調査として位置付け

工業統計調査の概要②

調査の概要

調査範囲

- ① 日本標準産業分類「大分類E-製造業」に属する事業所
- ② 甲調査：従業者30人以上の事業所（約65,000事業所）
乙調査：従業者4人以上29人以下の事業所（約290,000事業所）
（注：調査の実施に先だって、全ての事業所の所在確認を実施（準備調査：約590,000事業所））

報告事項

- 甲調査・乙調査 共通事項
経営組織、資本金額、現金給与総額、製造品出荷額 等
- 甲調査
有形固定資産、製造品在庫額、工業用地及び工業用水 等

調査組織

- ① 単独事業所
経済産業省 ———— 都道府県 ———— 市区町村 ———— 統計調査員 ———— 報告者
 - ② 複数事業所を有する企業・事業所
経済産業省 ————— 民間事業者 ————— 報告者
- ※ 調査票の提出方法：① 調査員
② 郵送又はオンライン

集計・公表

- ① 速報（調査実施翌年の9月頃）
- ② 確報（調査実施翌々年の1月頃から順次）

期日

毎年12月31日現在を基準日に、
当該1年間の実績を把握
（除：経済センサス-活動調査実施前年）

工業統計の利活用状況

施策立案への利活用

- ① 地方交付税算定の基礎資料
- ② 国土利用計画の策定のための基礎資料
- ③ 地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料
- ④ 工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料
- ⑤ 地方公共団体における都市計画策定、進捗状況把握の基礎資料

二次統計等への利活用

- ① 国民経済計算等の加工統計の基礎資料
- ② 経済産業省生産動態統計調査（経済産業省が所管する基幹統計調査）の調査品目採用の検討に資する基礎資料
- ③ 地域産業連関表、県民経済計算等の基礎資料

企業や大学における利用

- ① 関係業界の動向分析、需要予測等の資料
- ② 各種学術研究資料及び初等教育の学習用教材資料